平成２６年（フ）第２６３号
大分県別府市野口元町３番11号　ルナ・ロサ302号室
債務者　谷口　　敦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０１号
大分市大字野津原711番地
債務者　後藤　成明
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７５号
名古屋市瑞穂区釜塚町１丁目46番地　コーポさつき205号
債務者　古田　英明
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７９号
名古屋市名東区香南１丁目103番地　猪子石南住宅７棟102号
債務者　奥村紀代子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０７号
愛知県尾張旭市柏井町公園通256番地　サンフォレスト105号
債務者　崎村　房子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２７号
神戸市中央区坂口通３丁目１番７号　野村文化202、従前の住所神戸市中央区熊内町５丁目12番１号　グリーンハイツ305号
債務者　金元　秀治
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１１号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番４―303号
債務者　上河内敏之
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
青森市大字幸畑字松元42番地16
債務者　八番建築こと　田名邉　元
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1237番地の２　マルゲンテラス２号室
債務者　森田奈津子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１５号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2446フィットマン八工大205号、前住所青森県八戸市大字沢里字下沢内51番地２
債務者　金田二三男
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１５２６号
名古屋市中川区八家町２丁目164番地の１コート八家４Ｂ号
債務者　末吉　正行
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０４号
名古屋市北区上飯田南町２丁目37番地　幸栄ハイツ402号
債務者　石川　　潤
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２３６号
東京都江戸川区東葛西４丁目42―12―201
債務者　荒井　信次
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２３８号
東京都東久留米市下里７丁目８―９―102
債務者　稲葉久美子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２４９号
東京都板橋区弥生町45―６―201
債務者　矢口　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３０３号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―６―608
債務者　金木　　明
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部